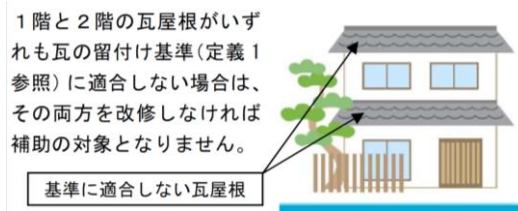


《屋根瓦耐風改修》 申請書作成手引き

【補助対象となる物件】

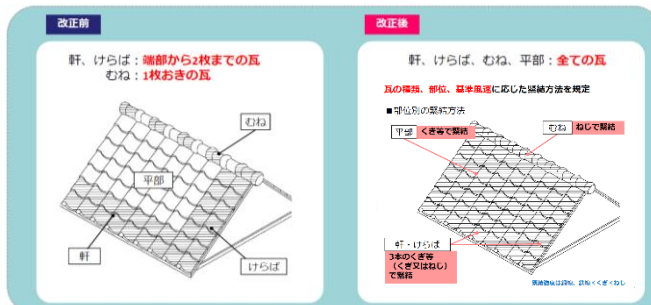
- (1) 令和3年12月31日以前に建てられた木造戸建住宅であること
※1) 店舗等の用途を兼ねる場合、店舗等の用途に供する部分の床面積が2分の1以上の場合は対象外
- (2) 耐風診断により、建設省告示第109号の基準に適合しない判定となった屋根であること
- (3) (2) に該当する部分を全部改修すること



- (4) 建築基準法に基づく違反建築物の措置を命じられていないもの
- (5) 改修計画が以下の内容に該当するものであること
 - ①瓦屋根・スレート屋根を使用する場合
「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン(社団法人全日本瓦工事業連盟他発行)」に基づいた施工内容になっていること
 - ②金属葺きによる場合
建築基準法に規定する耐風性能を有すること
 - ③その他
 - ・令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号に適合する者
 - ・平成12年5月31日建設省告示第1458号の構造計算方法により安全性が確認された緊結方法によるもの

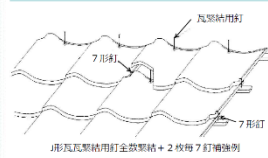
建築物の瓦屋根に係る基準について、ガイドライン工法を踏まえて告示基準を改正

①緊結箇所



瓦屋根は、告示で示す緊結方法又はこれと同等以上に耐力を有する方法でふくこと(①)。ただし、平成12年建設省告示第1458号に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合(②)はこの限りではない。

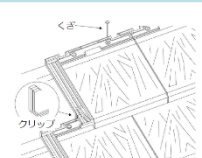
①ガイドラインの標準試験に合格した緊結方法



瓦緊結方法の事例

緊結方法：くさ1本/枚+7形くさ/2枚
適用地域：基準風速38m/s以上

②告示第1458号の構造計算方法により安全性が確かめられた緊結方法



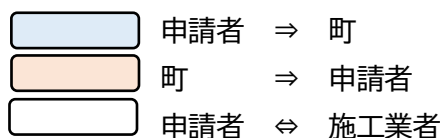
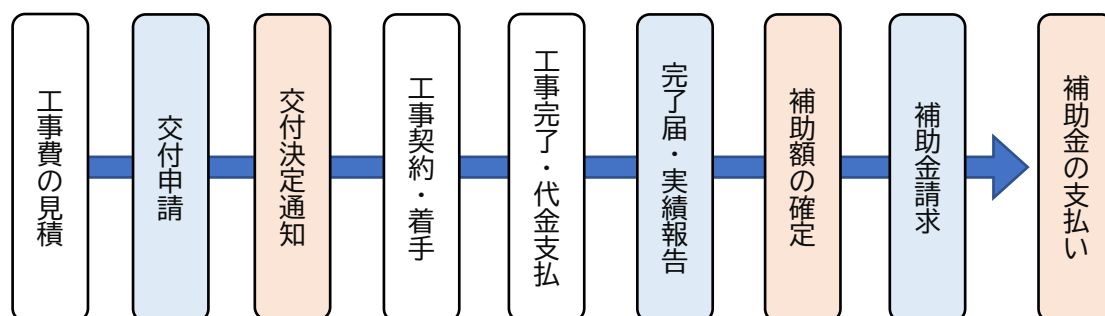
瓦緊結方法の事例

緊結方法：くさ1本/枚+クリップ1個/枚
適用地域：基準風速42m/s以下

【補助金活用にあたっての注意点】

- ・対象となる物件の条件を満たしていることを確認してください。
- ・交付決定日より前に工事の契約又は工事に着手したものは、補助対象になりません。
（契約及び工事着手は補助金交付決定後に行ってください）。
- ・耐風改修に伴い併せて施工する軒樋等の改修など、耐風対策事業に直接関係のない費用については補助対象外となります。
対象費用例）屋根瓦施工のための外部足場、瓦の除却費、下地改修、屋根材の施工費など
- ・交付決定前及び補助額の確定前に、現地確認・検査をする場合がありますのでご了承ください。
- ・補助対象経費に対して鳥取県におけるその他補助金等を活用している場合は、本補助事業の対象外となります。
- ・本補助金の交付決定後に、やむを得ない理由で建替え工事を取りやめる場合は、速やかに補助金交付の取り下げを申し出てください。尚、既に着手している場合の費用については申請者負担となりますのでご注意ください。

【補助金申請の手順】



【交付申請時に必要な書類】

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書（様式第1号）
- (3) 収支予算書（様式第2号）
- (4) 位置図
- (5) 建築時期及び住宅所有者が確認できる書類
- (6) 屋根面積、工事概要が分かる図面
- (7) 耐風診断結果報告書又は屋根瓦現況調査報告書（様式第6号）
（町の補助事業によらない診断の場合は、診断を実施した建築士の資格者証の写しも併せて添付）
- (8) 現況写真（全景と不適合箇所がわかるもの）
- (9) 見積書の写し
（全体工事費にその他の工事の経費が含まれる場合、耐風対策工事費とその他工事の内訳がわかる見積書）
- (10) 改修に使用する屋根瓦材の仕様書、カタログ等 若しくは別記様式3
（建築基準法に基づく耐風性能を有することが確認できるもの）

【実績報告時に必要な書類】

- (1) 実績報告書
- (2) 事業報告書（様式第1号）
- (3) 収支決算書（様式第2号）
- (4) 改修工事に要した費用の領収書の写し
- (5) 契約書又は請書の写し（※交付申請内容から軽微な変更があった場合）
- (6) 施工前、施工中、完了後の写真
※各種基準に適合する施工を行っていることが確認できるように撮影すること
- (7) 工事竣工図等の写し

【補助金請求時に必要な書類】

- (1) 補助金等交付請求書
- (2) 受入額調書
- (3) 交付決定通知書、検査結果通知書、額の確定について（通知）の各写し
- (4) 通帳のコピー等の口座番号・口座名義人が確認できるもの